

京都市上下水道企業管理規程第3号

京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員退職手当支給規程の一部を次のように改正する。

第4条第6項ただし書中「職員の分限に関する条例」を「京都市職員の分限に関する条例」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)